

「十三番」議員の云うダンパーと、十四番議員の云うダンパーと種類が違ふと
思います。十四番議員のは清掃ダンパーであると思います。

この件は再三、再四審議したもうて清掃を目的とするものでも現
況では課長が考へてゐる「坂の輪」がよいと思います。

ま不行或面が必要とするダンパーであれば建設委員会に検討して取
扱はよゝと考へます。

市では条例で清掃義務があるが町と一ツは義務づけられてゐない
が市民の要望もあり、機械を整備して市民の要望に応へたいと思ひます。

「議長」 議案オセ七号について「再」異議ありませんか。

異議なし。

「議長」 異議ないので議案オセ七号は原案とあり決定いたします。

日程オ十三、福生町市民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算（オ一四）

（議案オセ七号）

「議長」 本件は上程いたします。

「助役」 本件は市民健康保険のオ一四の追加更正予算であります。

本年は必保を始め十周年になりますのでこの記念式典をや
うと考へ、その予算であります。先、敏原生委員会、運営委員会等
で検討されたものであります。

十一年の行事に要する全費は総額で二十六万円になります
がそのうち頭初に計上したものがあり、差引十六万円を計上した
ものであります。併せて功労者や健康家庭の表彰もやりたいと
考へます。この式典は十一月半ばにやりたいと思ひます。

十六万三千円の追加予算であります。その中のものと合せま——保険料は
五百八十八万四千円となります。

収入としては現年を保険料十六万三千円、自然増があり
山手収率は九九・六七％であります。

歳出に、需用費の精耗品十一万円は表彰者の記念品代があり

ます。食糧費は $\frac{1}{2}$ 万円。印刷製本費三千円。会場借上料 $\frac{1}{2}$ 万円。計十六万三千円であります。当初予算と何せて一十六万七千円となります。

一、厚生委員
在、案に於ては、助役の説明とあり、審議の結果、案とあり、了承した。

議長
 本案について御意見はありますか

異説なし

談長
「入案オセオ号は要談ないので原案とあり」決定いたします。

日程、方十四、昭和三十四年、福生町上水道特別会計歳入歳出追加更正予算（第一回）

(試案才七八号)

談長
本仲
と上程
した
ます。

一助 紋 本案は工水道特別会計のオミ田追加予算であります。

歳入にありて委託収入
三三三、〇〇〇月
にありす可
ニハ給水工事収入

て、ミホから増やす。まはハチのものを、器具を買ってもらうもので、量水
器は「下」のものを、今水栓、止水栓、メーターボックスは家庭の負担で、一戸
あたり、二五〇円くらいにすぎます。

繰入金五万。万月は一般会計で繰上したもので、このうち二万。万円が功入者のもので、三万。万円は負担であります。

金附金十五万は多分の水道工事に付いて福生建設から特別に金附金したものであります。

この傳のセーフは支那の決議のものであります。

以上一三、七、〇、ニ、千、円、で、当初と合せて、三、〇、五、六、〇、三、千、七、百、円、と、なり

歳末には常務諸君の維持管理費において工事諸君賞の十万円、これは多々日本管工事、避難針、改修工事であります。原材料費は量水費、給水部品代、三八。戸合であります。

拡張工事費の新管収築費は、工事請負費にありて、渾水場新設一式

ニ、立米、ニケ、整理費五、万円、加美、能川、多ナ台の配水管工事等、先般の協議会よりありであります。原設計費は加美、能川、多ナ台の配管工事材料に二六、万円であります。施設費は淨水場の買上費、補償金は、この補償料であります。合計して一、三〇七、万二千円とあります。頭初予算と合せて三、五五、万七千円あります。

一、厚志舎長 本件については先般の議会の際に付託された能川の請願について、併せて審議し、三十四年より予算についても慎重に審議したもので、特に委員会としては能川の工事が遅れていることについて、促進を強く申し入れてあります。

一、議長 本件について要議の有無を伺う。

要議なし。

一、議長 要議なしものと認め、議案オセ八号は原案とあり決定いたします。

日程オ十五町立福生中学校運動器具倉庫建築事業について（議案オセ九号）

一、議長 本件を上程いたします。

一、事務局長 朗 読

一、町長 本件は中学校の運動器具倉庫の關係で補正予算に組んで、なおが事業議決として載った。

これは先般の議会に報告したが、多ナ分校の運動甲具、平均台、飛箱等の甲具を入れるもので、現在は入ロヤ廊下においてあり、それだけ、けいなく理科の器械も廊下においてあり、何とか置場所もと、云う陳情がきていたものであります。

中学校も増築しなくてはならぬが、現在八分校として使っている校舎の近くに造りたい考えだが、防大壁の關係で校舎に接して造ることはできなないので、後に二ナ坪程のものをつくり、それも鉄骨の廊下をつなぐと云うことあります。簡易なものですが、中学校の建物として、つくり八分校に借すこととなります。実際見てあちこちにおいてあり、この全費は五、〇〇六、万円あります。

くういものほ設けてやりたい。

一議長 本件について異議ありませんか。

異議なし。

一議長 議案オセ七号は異議ないので原案とあり決定いたします。

日程オ十六 契約締結同意方について。

(議案オハ一七)

一議長 本件を上程いたします。

一事務局長 朗 読

一助役 本件について、その一は、―― 至過 事業決定と載っている
もので、九月三十日に入札した結果、田村建設ハ三九一萬五千円を以て
落札したもので、これはアサファルトコンクリート工事、―― 簡易舗装と
違ッ、ガシ厚くなっております。延長、四四米、巾、八米、あり、誤合
の合意を得たいと思っております。

その二は、先程予算決定もしたもので、これはその一とあわせて入札

片方が少し大きくなっております。金額が違っております。これは各々異
った家が組合せられており、こうなつたものであります。その一は、秋多町
の小林土建に落札し、その二は、多々建設有限公司に三〇三万円、落札
しております。―― 議会の同意を得たいと思つてます。

一議長 本件について異議の有無を伺う。

異議なし。

一議長 異議ないので、議案オハ一七号は原案とあり決定いたします。

署名、議員選挙

一議長 署名、議員選挙は指名推薦により、議長が指名することに異議ないか。

異議なし。

一議長 異議ないので、次の者を指名し、一名毎に、議会に送り、全会一致、署名、議員
と決定する。

オ十四番 中西虎蔵 オ十五番 高水惣八 オ十六番 村野 弘

議長 午後五時議会を閉会いたします。

右会議の次第を記録し、相違なきことを証するため、ここに署名する。

昭和三十四年十月三十一日

福生町議会

議長

議員

村野



議員

高水 切

議員

中西 浩



協議会記録

一回時 昭和三十四年十月三十一日 (本会議終了後)

出席議員

定例会出席議員

一 既出の出席議員

定例会出席議員に同じ

議長 唯今より協議会と申します。

一 自治会館建設について

一 町長 自治会館の建設も著工の運びとなり九月二十五日に入札し

田村建設の一入。一回の落札し、工期は八月八日まで本年三月落成し

ます。十月十日に地鎮祭を行います。

郡の町議会におきても口頭でやつた事項と本決まりな事項、

かよります。事業内容は前に報告したように総計二十九万

円、そのうちが鉄骨コンクリート、中が鉄骨、附属屋のブロックと

甲水と云う考方もあります。あまり大きな金がかかりません。ものをつくるより。出来の限り早く各学校につくってゆくことを考えた方がよいと思います。費用も一〇〇万〜一五〇万で簡易な考であり、来年一応は二つの学校をつくり、つぎに二つの学校をつくり、最後に中一学校と考えます。水は町の水道を使つてやき井戸を掘ることはできません。結論として三年計画くらいいりやうなことを考えます。

「町長 水道の入金について、議合と加入者組合と一致しない点もありました。原市委員会の意向も組合に伝え双方の考案と併せて印刷物のように決ま——た。たのび解と頂きたいと思ひます。」

「市工務 浦川の付けについて、各学校の増築も出来、給食場等も近代化し、理事一層の努力に感謝申し上げます。」

児童のプールについては、近來多雨川の砂利穴、又は小河内ダムが

放流にびり、流水も変つてくるので危険性の増大——を考へてゐる。

これはつりープールもオ一・オ二と云う考案があると思ひが、三年計画と云うことはふに當らない。予算の關係があるなら、集中と内掛と云う三つくらい考へてやうなものをいふ。

オ一とオ二と云うことでは解りきない。町長責任を以て、三つくらいの考へに變えて戴きたい。

「町長 要望として承つておきます。これは総務委員会の結果として上げたいのであります。」

「議長 牛馬池の神農について課長より説明された。

「課長 牛馬の鋪装・設計はできている。電柱の移動の關係で若干遅れはあります。間もなく移動するので着工いたします。」

「市工務 町長よりの報告もきいたが、出来るなら町の在り方について理事者とも話し合を進めたいどうか。」

「議長 首都圏問題は重要なことあり、時期をみて相談したい。」

異議なしの事多し。

「オ十四番 最近土地の買買が多くなつてきており、支手を打たれるような考を待つので早く話を進めた方がよいと思います。」

「オ十九番 首都圏問題についてオ十三番議員の発言もあったが、その内容を一日も早く知りたいたが、委員長は知っており、或議員が知らなうと云ふことは一年一議員なるが故に知らなうと云ふことは残念であるが、発展の為に理事者並に委員長の最大の努力を願いたい。」

「オ十五番 首都圏は大きな問題であり、羽村、青梅は具体的に動いており、福生がその中に入つて成功した場合には理事者議員は大きな負担を負はなくてはならぬ。逆回す意志が必要となつてくる。当然町長としてそれを承知のようであるが軽々として未だ発表する段階でなく、議員は別として理事者の腹がまえが出来るまで、余祐を動かすにはなうないので、私は発言したものであります。」

町長の腹がまえが出来たとき、私たちもそれを聞く段階がくると

思います。

「オ十三番 首都圏の問題について昭和二十一年までに定着人口十万人と云うが、これは少くとも十六年一さきにやければ自然増として出てくると思う。五川町も之も現在畫間人口三十万と云われており、スピードアップされた現況では自然的に出来ると思う。そう一たするのは考方が、少くともその発展的な事を議して貰いたい。」

「オ十六番 私も一報言いたしたい。」

町承知として、日に出張長の隠退され、郡の会長と副会長として私の代行していたが、今田万場一致で推薦され、郡の会長に就任し、尚郡の副会長にも就任して一たので報告いたします。

先日の南東ブロック議長会の会議において、栃木県の会長より議員の待遇について改善を叫ばれ、退取の際にも考慮するよう発言があった。

群馬県会長よりは自治体の財政強化の面からたばこ消費税の増徴

も提案され決議されております。

都の会長からはオウムビークの用件もひかえ、都下の道路整備について
強かに運動するよう要請があった。

山梨県・会長からは水害について援助願った。今日の発言があった。

議長 午後の協議会と閉じます。

昭和三十四年十二月四日

才四回福生町議定会々議録

福生町議会